

大分県障がい者芸術文化推進基本計画案の概要について

計画の概要

1 計画策定の背景・経緯

- (1)「障がい者の芸術活動支援に関する提言」(平28.3)(大分県障がい者の芸術活動支援懇談会)
- (2)「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」(平28.4)の施行
- (3)「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平30.6)(以下「障害者文化芸術推進法」という。)の施行
- (4)第18回全国障害者芸術・文化祭の開催(平30)(国民文化祭との併催)

2 目的 「大分県障がい者計画」を踏まえ、芸術文化活動への参加を通じ、一人ひとりの自立や社会参加の促進を図るために策定

3 策定根拠 障害者文化芸術推進法第8条第1項

4 計画期間 令和元年度から5年度までの5年間

大分県における課題

- 共生社会の実現に向け、全国障害者芸術・文化祭を契機とした芸術文化活動の定着等のための支援の充実
- 福祉事業所における活動環境の整備等

大分県障がい者計画上の基本的な視点

- ① 芸術文化活動の充実と参加しやすい環境の整備
- ② 芸術鑑賞の機会拡大
- ③ 全国障害者芸術・文化祭の成果の継承と芸術文化活動の拠点づくり
- ④ 芸術文化活動に関するきめ細かな情報提供等

施策の方向性

1 相談体制の整備

- ・おおいた障がい者芸術文化支援センターへの相談員配置
- ・相談内容や対応等についての事例検討、分析や手引きの作成
- ・身近な地域での相談支援体制の構築等

2 創造・発表・鑑賞機会の拡充

(1)創造機会の拡充

- ・特別支援学校等へのアーティスト派遣
- ・発表の場の確保による事業所等での創作活動の充実
- ・文化施設等の多様な場への参加機会の確保

(2)作品や表現活動等の発表機会の拡充

- ・市町村と連携した公募展の開催
- ・優れた障がい者アート作品展の開催
- ・県立美術館での常設展示
- ・市町村や民間事業者の取組の支援等

(3)鑑賞機会の拡大

- ・誰でも楽しめる映画館の開催
- ・チラシ等の音声コード化及び手話通訳者等の配置推進
- ・情報保障やICTを活用したサービスの提供の促進等

3 作品等の評価、販売、権利保護等の推進及び交流の促進

- ・販売、二次使用、商品化等に関する相談体制の構築、ネットワークづくり
- ・権利保護等に関する専門相談体制の構築
- ・障がいのある人とない人の交流促進等

4 人材の育成

- ・福祉事業所等の職員を対象にした研修の実施
- ・大学等の教育プログラムとの連携した研修の実施等

5 情報収集・情報発信

- ・歴史的等の多様な視点からの調査・研修
- ・作品、作者の調査及び発掘
- ・市町村や地域の障がい者アートイベントの情報発信等

6 関係者の連携協力

- ・推進会議の設置
- ・ネットワークづくり
- ・地域における意見交換できる環境づくり等